

ながの けん たぶん かきょうせいすいしん ししん
長野県多文化共生推進指針2020



れいわ ねん ねん がつ
令和2年(2020年) 3月

なが の けん
長 野 県

もくじ
<目次>

I	指針改定の趣旨	1
1	指針改定の趣旨	
2	本指針の位置づけ	
3	改定方法	
II	指針改定の背景	3
1	県の状況	
2	前回指針策定以降の国等の動向	
III	課題の抽出	7
IV	改定の方向性・展開	10
1	基本目標	
2	施策目標	
3	施策体系	
4	施策の柱と主な施策の展開	
5	各主体の役割	
V	資料	30
	・長野県多文化共生推進指針改定検討会開催要綱	
	・長野県多文化共生推進指針改定検討会構成員名簿	

I 指針改定の趣旨

1 指針改定の趣旨

長野県は、72 国・地域の参加を得て、冬季オリンピック・パラリンピックを成功裏に開催した歴史を有し、四季折々に優れた観光資源に恵まれ、令和元年（2019年）は海外から過去最高の延べ 157万人*の旅行者の皆様にご宿泊いただくなど、世界的な山岳高原リゾートとしての魅力にあふれています。

一方、長野県に暮らす外国人は 37,500人を数え、年々減少する人口の中で、確実にその存在感を高めています。折しも、政府では平成30年（2018年）12月に「出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）」を改正し、新たな在留資格「特定技能」を創設することで、外国人労働者の受入れ拡大へと政策の舵を大きく切りました。これにより、我が国はもとより、長野県に暮らす外国人はますます増えていくことが予想されます。

これまでの長野県多文化共生推進指針に基づく取組は、ともすれば、外国人を支援の対象にとらえ、日本人社会に外国人を迎え入れることを主眼としていました。長野県は高齢化の進展が早く、また人口減少も進んでいるため、外国人の活力をこれからの地域づくりに活かすことなしに、長野県の持続的な発展は望めません。世界的平和の祭典である冬季オリンピック・パラリンピックを成功させ、多くの外国人観光客を迎えてきた長野県は、県民一人ひとりが外国人と共生していくための素地が十二分にあると確信しています。

長野県の総合計画「しあわせ信州創造プラン2.0」でも、政策推進の基本方針の一つとして、「誰にでも居場所と出番がある県づくり」を掲げ、県民が互いを尊重しつつ支え合うことで、誰もがいきいきと暮らし、能力を最大限に発揮できる社会を目指すこととしています。

そこで、現在の多文化共生推進指針を見直し、国籍を問わず地域住民が多文化共生社会の形成に向かって学びを重ね、「しんしゅう多文化共生新時代」を創造することを基本目標とした、新たな指針「長野県多文化共生推進指針2020」を策定することとします。

*…資料：観光庁、令和元年（2019年）宿泊旅行統計調査（速報値）

2 本指針の位置づけ

本指針は、地域の持続的発展を目指すSDGsの観点を踏まえた新5か年計画である「しあわせ信州創造プラン2.0～学びと自治の力で拓く新時代～」を推進するための関連計画とし、多文化共生社会の実現に向けて県組織が部局横断的に取り組むべき施策の方向性を示すものです。

また、県内企業の人材確保や働き方改革に向けた対策を検討するため、「長野県就業促進・働き方改革戦略会議」において、外国人材の受入れも含めた「長野県就業促進・働き方改革基本方針」を定め、その中で、今後実施する具体的な取組については、「長野県就業促進・働き方改革アクションプラン」としてまとめました。本指針並びに同方針及びプランに基づき、県として多様な主体と連携・協働しつつ、多文化共生社会の実現に向けた取組を進めていきます。

3 改定方法

今回の改定にあたり、学識経験者、関係団体、市町村、外国人県民で構成する「長野県多文化共生推進指針改定検討会」において4回にわたり議論を重ねる中で、様々なご意見や今後の方向性に係るご意見をいただきました。

また、県民を対象としたアンケート調査、自治体及び日本語教室を対象としたアンケート調査、パブリックコメントなど、幅広い方々からご意見を頂戴したところです。

県では、新たな指針の策定に当たり、こうしたご意見等を最大限尊重しました。

今後は、本指針で示した取組の状況を毎年度公表するとともに、これを検証し、翌年度以降の取組の改善につなげます。

なお、本指針は期限を定めることなく、社会情勢の変化等により、適宜柔軟に見直しを行うこととします。

☑ SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) とは ?

2015年9月の国連サミットで採択された、「持続可能な開発のための2030年アジェンダ」に盛り込まれた17の目標です。「誰ひとり取り残さない」(No one will be left behind)を理念に、貧困や飢餓の根絶、質の高い教育の実現、女性の社会進出の促進、再生可能エネルギーの利用、経済成長と生産的で働きがいのある雇用の確保、強靱(きょうじん)なインフラ構築と持続可能な産業化・技術革新の促進、不平等の是正、気候変動への対策、海洋資源の保全、森林資源の保全など17の目標と、各目標を実現するための169のターゲット(達成基準)から構成されています。

経済・社会・環境の課題を統合的に解決することをめざす、SDGs達成に向けた取組が先進国・開発途上国を問わず始まっています。

長野県は、SDGs達成に向けて優れた取組を提案する「SDGs未来都市」として、平成30年6月、他の28自治体とともに、全国で初めて選定されました。

しあわせ信州創造プラン2.0(長野県総合5か年計画)の推進に当たり、世界的な課題であるSDGsを意識し、誰一人取り残さない持続可能な社会づくりに取り組むとともに、SDGsの理念を信州から世界に発信しています。



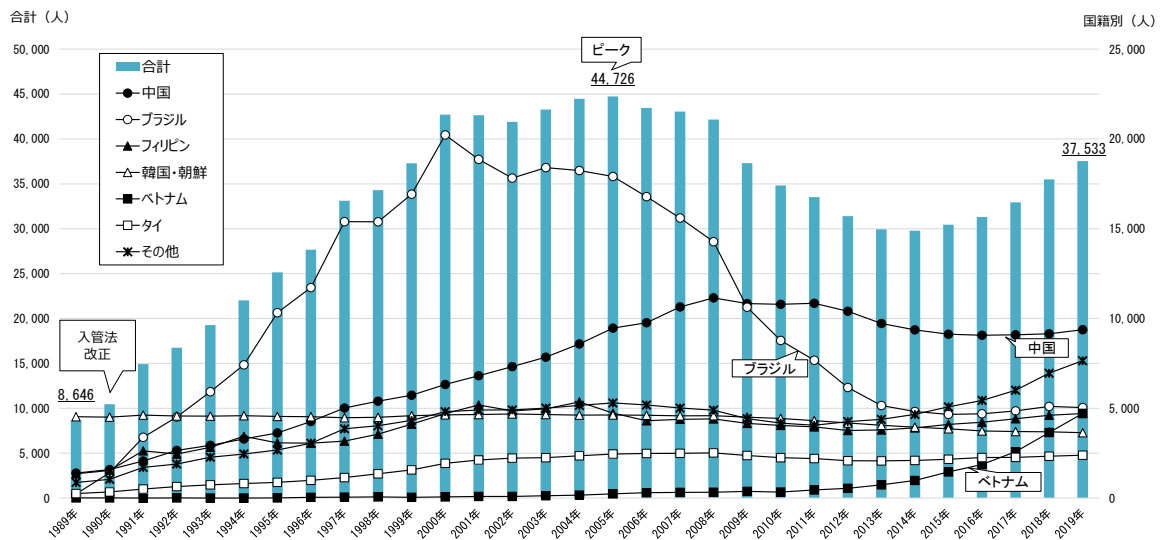
II 指針改定の背景

1 県の状況

県内で生活する外国人は、平成2年（1990年）の入管法改正以降、就労目的の日系ブラジル人の増加により、平成17年（2005年）に44,726人とピークを迎えたものの、リーマンショックの影響による県内景気の後退により減少傾向が続きました。前回の指針策定について検討を行った平成26年（2014年）の外国人数は、近年で最も少なく29,789人でしたが、翌年から5年連続で増加しており、令和元年（2019年）には37,533人で、人口に占める割合は約1.8%となりました。

国籍別では、中国が最も多く9,379人（外国人全体の25.0%）、次いでブラジル5,044人（同13.4%）と続いています。ブラジルが中国に次いで多く、製造業が盛んな本県の特徴となっています。

なお、近年ではベトナムが増加傾向にあり、令和元年（2019年）では4,722人、前年比1,071人と著しく増加し、前年の5位から3位に上昇、外国人全体の12.6%を占めました。



(単位：人)

区分	2003年 (H15)	2004年 (H16)	2005年 (H17)	2006年 (H18)	2007年 (H19)	2008年 (H20)	2009年 (H21)	2010年 (H22)	2011年 (H23)	2012年 (H24)	2013年 (H25)	2014年 (H26)	2015年 (H27)	2016年 (H28)	2017年 (H29)	2018年 (H30)	2019年 (R1)	構成比
中国	7,849	8,583	9,467	9,762	10,649	11,146	10,835	10,791	10,846	10,403	9,727	9,368	9,124	9,072	9,096	9,150	9,379	24.99%
ブラジル	18,400	18,242	17,911	16,789	15,595	14,278	10,632	8,777	7,679	6,160	5,154	4,822	4,663	4,692	4,856	5,104	5,044	13.44%
ベトナム	131	162	234	305	320	326	374	336	456	545	740	980	1,457	1,875	2,587	3,651	4,722	12.58%
フィリピン	4,973	5,359	4,731	4,307	4,386	4,415	4,162	4,048	3,967	3,765	3,795	3,911	4,101	4,221	4,419	4,612	4,708	12.54%
韓国・朝鮮	4,657	4,618	4,628	4,612	4,582	4,589	4,505	4,432	4,314	4,181	4,052	3,953	3,857	3,742	3,705	3,690	3,640	9.70%
タイ	2,248	2,358	2,457	2,489	2,497	2,515	2,370	2,251	2,201	2,083	2,073	2,094	2,162	2,258	2,267	2,331	2,388	6.36%
その他	5,012	5,160	5,298	5,185	5,015	4,899	4,426	4,179	4,058	4,261	4,383	4,661	5,079	5,441	6,007	6,955	7,652	20.39%
合計	43,270	44,482	44,726	43,449	43,044	42,168	37,304	34,814	33,521	31,398	29,924	29,789	30,443	31,301	32,937	35,493	37,533	100.00%

2019（H31）年1月1日現在 全国計 2,667,199人

(総務省：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数 外国人住民数)

※ 当資料の数値は県国際課の集計であり、出国記録等によって調整された法務省「在留外国人統計」の数値とは差が生じている。

し ちゅうそんべつがいこくじんじゅうみんすうおよ そうじんこう し わりあい
 ○市町村別外国人住民数及び総人口に占める割合

※外国人住民数(a)が多い市町村順に表示

令和元年(2019年)12月末現在 長野県国際課調べ

(単位:人)

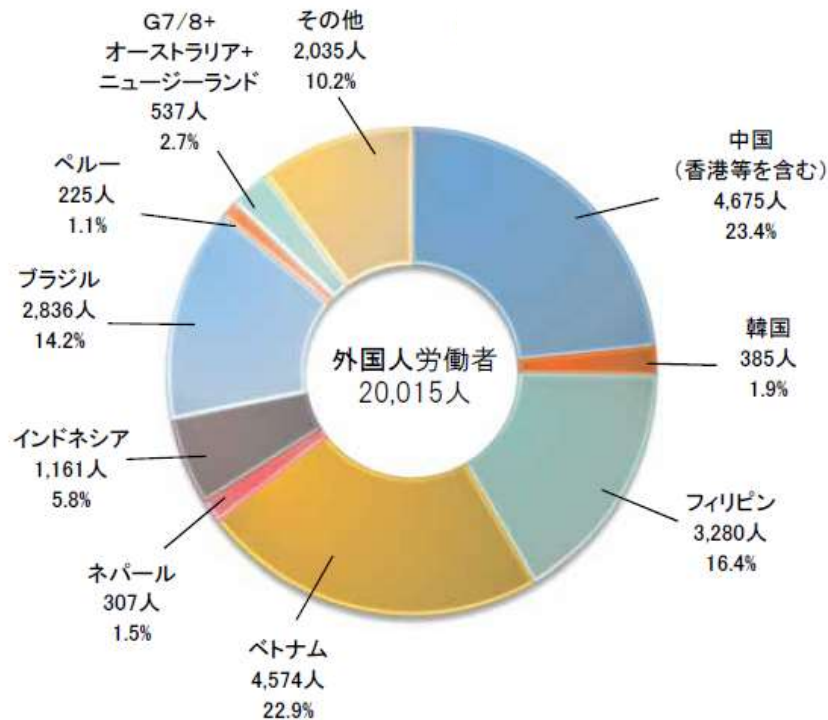
No.	市町村	R1. 12. 31現在 外国人住民数(a)	R1. 12. 31現在 総人口(b)	割合 (a)/(b)
1	松本市	4,111	238,737	1.72%
2	上田市	4,042	156,810	2.58%
3	長野市	4,016	375,811	1.07%
4	飯田市	2,301	100,676	2.29%
5	伊那市	1,817	67,724	2.68%
6	安曇野市	1,300	97,494	1.33%
7	諏訪市	1,294	49,442	2.62%
8	佐久市	1,292	98,921	1.31%
9	塩尻市	1,241	67,015	1.85%
10	白馬村	1,113	9,484	11.74%
11	茅野市	984	55,663	1.77%
12	岡谷市	891	49,413	1.80%
13	箕輪町	889	25,024	3.55%
14	千曲市	834	60,419	1.38%
15	小諸市	828	42,220	1.96%
16	中野市	766	44,344	1.73%
17	須坂市	676	50,524	1.34%
18	駒ヶ根市	651	32,737	1.99%
19	軽井沢町	576	20,420	2.82%
20	東御市	536	30,078	1.78%
21	大町市	534	27,241	1.96%
22	坂城町	504	14,928	3.38%
23	辰野町	436	19,405	2.25%
24	御代田町	408	15,768	2.59%
25	山ノ内町	339	12,349	2.75%
26	南箕輪村	333	15,647	2.13%
27	宮田村	287	9,017	3.18%
28	下諏訪町	277	19,859	1.39%
29	飯山市	273	20,749	1.32%
30	富士見町	264	14,469	1.82%
31	野沢温泉村	255	3,746	6.81%
32	飯島町	234	9,356	2.50%
33	南牧村	214	3,113	6.87%
34	小谷村	206	2,965	6.95%
35	川上村	196	3,961	4.95%
36	山形村	165	8,708	1.89%
37	阿智村	162	6,359	2.55%
38	高森町	156	13,034	1.20%
39	立科町	148	7,166	2.07%
40	松川町	143	13,152	1.09%

No.	市町村	R1. 12. 31現在 外国人住民数(a)	R1. 12. 31現在 総人口(b)	割合 (a)/(b)
41	木曾町	139	10,927	1.27%
42	原村	134	8,035	1.67%
43	豊丘村	127	6,707	1.89%
44	池田町	120	9,784	1.23%
45	松川村	115	9,663	1.19%
46	高山村	108	7,014	1.54%
47	信濃町	92	8,213	1.12%
48	佐久穂町	89	10,972	0.81%
49	大桑村	80	3,634	2.20%
50	中川村	67	4,876	1.37%
51	上松町	65	4,361	1.49%
52	飯綱町	61	11,021	0.55%
53	長和町	57	5,994	0.95%
54	小布施町	56	11,031	0.51%
55	喬木村	50	6,340	0.79%
56	小海町	45	4,570	0.98%
57	朝日村	41	4,572	0.90%
58	阿南町	40	4,520	0.88%
59	筑北村	39	4,432	0.88%
60	下條村	37	3,729	0.99%
61	木島平村	36	4,669	0.77%
62	青木村	29	4,351	0.67%
63	南木曾町	28	4,091	0.68%
64	泰阜村	25	1,616	1.55%
65	木祖村	23	2,830	0.81%
66	栄村	17	1,798	0.95%
67	天龍村	16	1,246	1.28%
67	麻績村	16	2,707	0.59%
69	小川村	15	2,438	0.62%
70	王滝村	14	737	1.90%
71	根羽村	13	897	1.45%
72	南相木村	11	983	1.12%
72	北相木村	11	746	1.47%
72	生坂村	11	1,740	0.63%
75	大鹿村	9	1,000	0.90%
76	売木村	3	544	0.55%
77	平谷村	2	401	0.50%
	合計	37,533	2,087,137	1.80%

外国人雇用事業所数・外国人労働者数の推移



国籍別外国人労働者の割合



(注) G7/8 は、イギリス、アメリカ、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、ロシアを表す。

出典：長野労働局「長野県における外国人雇用状況」の届出状況（令和元年10月末現在）

長野県の外国人労働者数も増加傾向にあり、令和元年（2019年）10月末現在、20,015人で前年比11.7%、2,092人増加と、過去最高を記録しました。

国籍別では、中国が最も多く4,675人（外国人労働者全体の23.4%）、次いでベトナム4,574人（同22.9%）、フィリピン3,280人（同16.4%）と続いています。特に、ベトナムは前年比35.8%と著しく増加しています。

2 前回指針策定以降の国等の動向

日本で暮らす外国人は、近年、増加傾向にあります。令和元年（2019年）6月末現在では過去最高の約283万人*1（前年末比3.6%、約10万人の増加）を記録し、日本の総人口に占める割合は、約2.2%となりました。その中で長野県は、全国で18番目となっています。

国籍別では、中国が最も多く78万6千人余（外国人全体の27.8%）、次いで韓国の45万1千人余（同16.0%）、ベトナム37万1千人余（同13.1%）と続いています。特に、ベトナムは前年末比12.4%と著しく増加しています。

外国人労働者数も増加傾向で、令和元年（2019年）10月末現在、約166万人*2で前年比13.6%、約20万人増加しました。長野県は、全国で19番目となっています。

外国人労働者数が増加した要因としては、政府が推進している外国人留学生の受入れが進んでいること、「永住者」や「日本人の配偶者」等の身分に基づく在留資格の方々の就労が進んでいること、技能実習制度の活用により技能実習生の受入れが進んでいること等があげられています。

* 1…資料：法務省、在留外国人人数(速報値) (令和元年6月末) * 2…資料：厚生労働省、外国人雇用状況(令和元年10月末)

○平成27年（2015年）3月以降の国の動き

平成27年 (2015年)	<ul style="list-style-type: none"> ○入管法の一部を改正する法律施行 在留資格の整備（「技術」「人文知識・国際業務」の一本化等）
平成28年 (2016年)	<ul style="list-style-type: none"> ○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律成立
平成29年 (2017年)	<ul style="list-style-type: none"> ○入管法の一部を改正する法律施行 在留資格「介護」の創設 ○外国人技能実習機構設立 ○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行 優良な実習実施者・監理団体に限定し、技能実習生受入れ期間を5年に拡大
平成30年 (2018年)	<ul style="list-style-type: none"> ○「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2018」閣議決定 外国人材の受入れ拡大 ○「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」閣議決定 地方における外国人材の活用 ○入管法及び法務省設置法の一部を改正する法律成立 「特定技能」創設 ○「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（総合的対応策）」決定
平成31年 令和元年 (2019年)	<ul style="list-style-type: none"> ○入管法及び法務省設置法の一部を改正する法律施行 「特定技能」運用開始 ○「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」決定 ○「日本語教育の推進に関する法律（以下「日本語教育推進法」という。）」成立・施行 日本語教育の推進に関し、国、地方公共団体及び事業者の責務を明記 基本方針の策定その他施策の基本となる事項を規定 ○「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂）」決定

Ⅲ 課題の抽出

指針改定にあたり、「長野県多文化共生推進指針改定検討会」で出された意見や、県民を対象としたアンケート調査等を踏まえ、課題の抽出を行いました。

1 多文化共生の意識づくり

- 県民の多文化共生意識の浸透
- 発信方法の工夫
- 多文化共生に係る優良事例の共有
- 県民が自主的・主体的に活躍する場づくり

● 検討会での主な意見

- ・県民の多文化共生の意識づくりが進んでいない
- ・各自自治体での多文化共生の取組が必要
- ・偏見や差別の解消、人権意識を高めていく取組もあっていいのではないか
- ・生涯学習における多文化共生の取組が不足している

2 外国人児童生徒等への日本語教育支援

- 日本語教育の充実（財政的・人的支援の増、専門家の育成）
- 進学、就職への支援
- 保護者への日本語教育
- 不就学への対応

● 検討会での主な意見

- ・教育人材・人員が不足している
- ・日本語教育や異文化理解などの専門的教員や専門家の養成が必要
- ・小学校段階から高校進学を前提とした学業の定着及び進学・キャリア・就労支援が重要
- ・保護者が日本語を十分に理解できないため、学校とコミュニケーションがとれない例がある

3 地域における日本語教育支援

- 日本語教育の充実（財政的・人的支援の増、専門家の育成）
- 地域の日本語教育の担い手育成（国・県・市町村・事業者・NPO等の役割分担）
- 地域の日本語教室との連携強化

● 検討会での主な意見

- ・日本語教室の運営主体は主にボランティアであり、体制が脆弱
- ・日本語教室の新たな担い手が不足している
- ・日本語教室において、学習者同士の交流・情報交換の場としての機能は大切
- ・日本語教室に技能実習生が増加している。教室に企業のサポートが必要

4 行政情報提供・相談の多言語化

- 多国籍化に伴う多言語化
- やさしい日本語の普及と活用
- 市町村における多言語対応の推進
- 相談連携先（学校、病院、国等関係機関）との連携強化と多言語化

● 検討会での主な意見

- ・多国籍化しており、現状提供している言語のみでは対応できていない
- ・多言語化の限界。多言語対応しきれていない。
- ・住民への情報提供手段の一つとして「やさしい日本語」に取り組んでいる

5 就労環境等の整備

- 事業者の多文化共生に対する意識改革
- 事業者と地域との連携

● 検討会での主な意見

- ・労働現場でも多言語での対応が必要になってきている
- ・労働現場での人権尊重、労働関係法令の遵守にも課題があるのではないか
- ・働く視点と暮らしの視点とが、ばらばらにならない取組が必要ではないか

6 医療受診の支援体制

- 医療機関への協力の働きかけ
- 医療費未払防止
- 医療問題における生活者と観光客の課題の差異化
- 医療機関の多言語化と負担の在り方
- 医療保険制度の周知
- 医療通訳の育成と紹介派遣システムの構築（担い手と費用負担の在り方）

● 検討会での主な意見

- ・受診者の医療費未払時における医療機関の対応
- ・生活者と観光客とを分けて議論するべきではないか
- ・医療通訳システムの検討（広域での取組、医療機関との連携、費用負担の在り方）

7 防災関係

- 外国人への災害情報の提供の在り方
- 発災時の体制づくり

● 検討会での主な意見

- ・災害時の情報伝達手段として「やさしい日本語」の活用が必要ではないか

8 住宅関係

- 外国人への住宅支援の在り方

● 検討会での主な意見

- ・外国人が家を借りる時の入居拒否などは、全国共通の課題

9 役割分担と連携体制

- 関係団体の役割分担の整理、連携強化、見える化
- 各自治体の共生施策につなげる取組
- 外国人住民の意見を聞く仕組みづくり

● 検討会での主な意見

- ・国・市町村・NPO等の関係団体の役割を整理した上で、連携強化が必要
- ・関係機関の協働が重要。一方通行では共生は成り立たない
- ・各自治体での共生施策につなげるような取組が必要
- ・外国人の皆さんから意見を聞く仕組みづくりが必要

10 多文化共生推進のための基本法

- 多文化共生推進のための根拠法令の必要性

● 検討会での主な意見

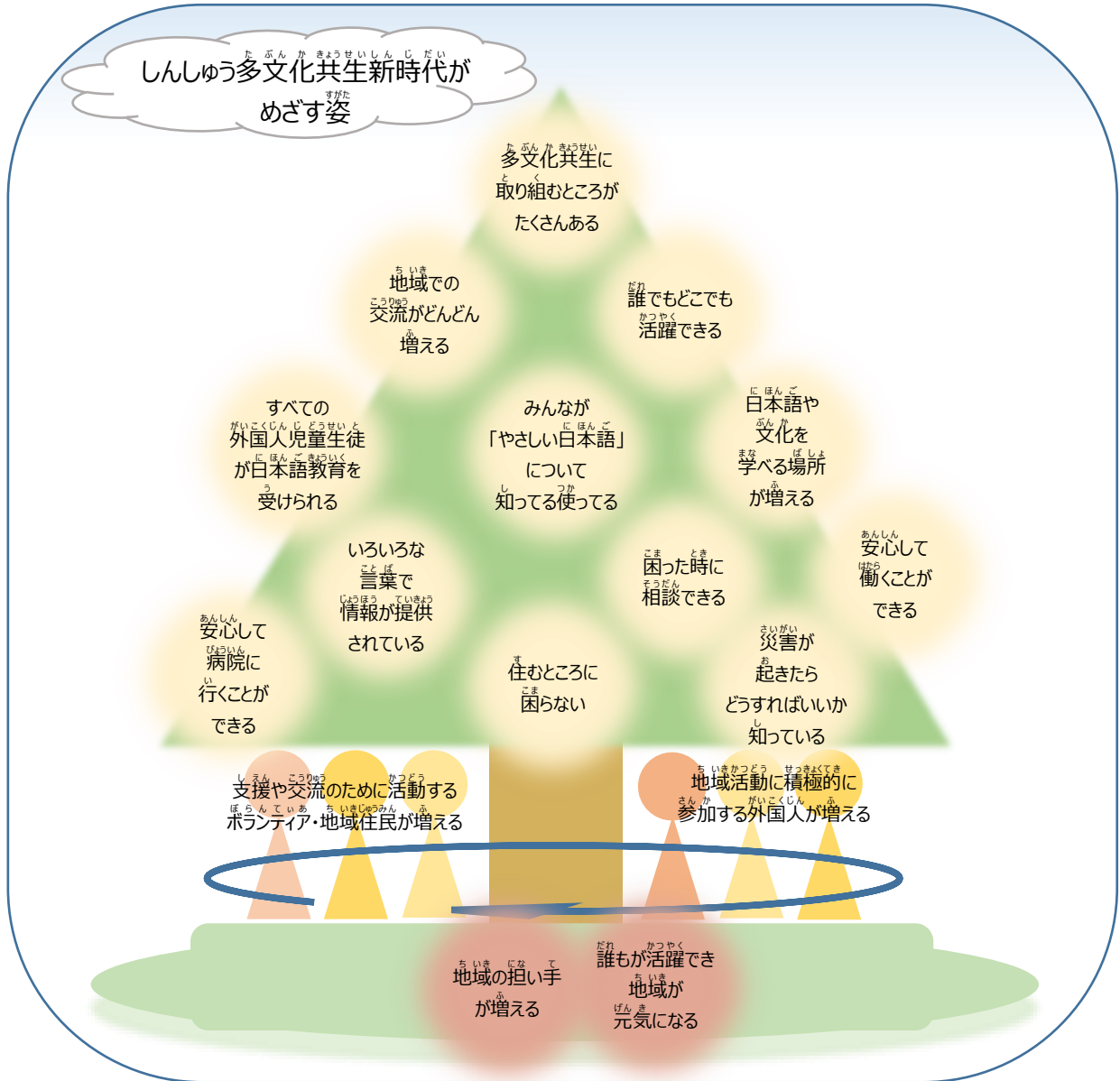
- ・多文化共生推進に伴う課題の根本的な解決策として、国が体制整備すべきではないか
- ・国として、多文化共生に係る基本法の制定が必要ではないか
- ・基本法ですべてが解決する訳ではないが、現場で活動していると限界を感じる
- ・基本法の制定を国へ要望することは大事なことだと思う
- ・多文化共生に係る社会的なコストを明確化する必要がある

IV 改定の方向性・展開

1 基本目標

共に学び、共に創る しんしゅう多文化共生新時代*

*しんしゅう（信州）多文化共生新時代とは…国籍や文化等の違いを認め合い、共に学び、共に地域の活力を創造する社会



上図は、わたくしたちが自指す社会のイメージを示しています。

多文化共生の地域づくりは、県民一人ひとりの思いによって実現すると考えます。

どのような社会を自指すのか、皆がイメージを共有して取り組むことが大切です。

地域に暮らす外国人が安心して働き、教育を受け、必要な医療を受けることができる。そうした社会を創造することは、活力ある持続可能な地域社会を自指すうえで欠かすことのできない視点です。

そのためには、日本人県民と外国人県民が地域を創るパートナーとして、お互いの国籍や文化等の違いを認め合い、尊重する。その上で、共に学び、共に活躍できる多文化共生社会の実現を自指します。

2 施策目標

しんしゅう 多文化共生新時代の実現に向け、3つの施策目標を掲げます。

施策目標の実現にあたっては、外国人にとって最も身近な自治体である市町村や関係団体の役割も重要です。様々な主体と連携し、多文化共生社会の実現を目指します。

多様性を活かした持続可能な地域づくり

多様性を認め合い、尊重する「多文化共生」の意識を醸成し、日本人県民と外国人県民が共に支え合って協力し、誰もが活躍し、自己実現できる活力ある持続可能な地域づくりを目指します。

施策の柱

- 【重点施策】
- 多文化共生モデル地域の創出と発信
 - 地域住民の自主的・主体的活動の推進
 - 外国人等の活躍・交流活動の推進

学びとコミュニケーションによる地域づくり

日本語指導を必要とする全ての児童生徒が、適切な日本語教育*を受けられることができるよう努めるとともに、多文化共生の視点に立った教育の充実を目指します。

また、地域の外国人は地域社会に溶け込むために日本語を学ぶことができ、地域住民は外国人にも理解しやすい「やさしい日本語」を学ぶことができる。活発なコミュニケーションにより、互いの理解が深まる地域づくりを目指します。

施策の柱

- 【重点施策】
- 外国人児童生徒等の日本語教育の充実
- 【重点施策】
- 地域における日本語教育の充実
 - 「やさしい日本語」の普及

誰もが暮らしやすい地域づくり

外国人が「確かな暮らし」を営むために、より充実した生活支援により、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指します。

施策の柱

- 情報の多言語化
- 相談体制の充実
- 労働環境等の整備
- 生活環境整備（医療・住宅・防災等）

* 「日本語教育」という表記について

本指針で表記する「日本語教育」とは、日本語教育推進法第2条「この法律において「日本語教育」とは、外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動（外国人等に対して行われる日本語の普及を図るための活動を含む。）をいう。」に準じるものとします。

3 施策体系

ながのけんたぶんかきょうせいすいしんしん 長野県多文化共生推進指針2020


【基本目標】 共に学び、共に創る **しんしゅう多文化共生新時代**

しきくもくひょう 施策目標	重点 施策	しきく はしら 施策の柱	おも しきく 主な施策	
たようせい い 多様性を活かした じぞくかのう 持続可能な ちいき 地域づくり	○	たぶんかきょうせいもでる ちいき そしゅうはっしん 多文化共生モデル地域の創出と発信	1 たぶんかきょうせいもでるちいき じょうほうはっしん 多文化共生モデル地域からの情報発信	
		ちいきじゅうみん じ しゅてき しゅたいてきかつどう すいしん 地域住民の自 主的・主体的活動の推進	2 たぶんかきょうせいいしき しんどう 多文化共生意識の浸透	
		ちいき じゅうみん じ しゅてき しゅたいてきかつどう すいしん 地域住民の自 主的・主体的活動の推進	3 がいこじん かん じんけんきょういく けいはつ 外国人に関する人権教育や啓発	
	○	ちいきじゅうみん じ しゅてき しゅたいてきかつどう すいしん 地域住民の自 主的・主体的活動の推進	がいかくじんとう かつやく こうりゅうかつどう すいしん 外国人等の活躍・交流活動の推進	4 しえん こうりゅう かつどう ぼらんていあ かくほ 支援や交流のために活動するボランティアの確保
			がいかくじんとう かつやく こうりゅうかつどう すいしん 外国人等の活躍・交流活動の推進	5 ちいき たぶんかりかい すいしん 地域における多文化理解の推進
			がいかくじんとう かつやく こうりゅうかつどう すいしん 外国人等の活躍・交流活動の推進	6 こうりゅうかつどう しえん れんけい きょうどう じっし 交流活動の支援・連携・協働の実施
			がいかくじんとう かつやく こうりゅうかつどう すいしん 外国人等の活躍・交流活動の推進	7 ぐろーぼるじんざい りゅうがくせいとう かつやくしえん グローバル人材・留学生等の活躍支援
			がいかくじんとう かつやく こうりゅうかつどう すいしん 外国人等の活躍・交流活動の推進	8 かつやく がいかくじん だんたい 活躍している外国人・団体のPR
			がいかくじんとう かつやく こうりゅうかつどう すいしん 外国人等の活躍・交流活動の推進	9 ちいきかつどう さんか そくしん 地域活動への参加の促進
まな 学びと こみゆにけーしょん コミュニケーションによる ちいき 地域づくり	○	がいかくじんじどうせいとう にほんごきょういく じゅうじつ 外国人児童生徒等の日本語教育の充実	10 がいかくじんじどうせいとう にほんごきょういく じゅうじつ 外国人児童生徒等の日本語教育の充実	
		がいかくじんじどうせいとう にほんごきょういく じゅうじつ 外国人児童生徒等の日本語教育の充実	11 ふしゅうがく ふせ とりぐみ しゅうがくかい かくほ 不就学を防ぐ取組 就学機会の確保	
		がいかくじんじどうせいとう にほんごきょういく じゅうじつ 外国人児童生徒等の日本語教育の充実	12 しゅうがくしんがく しゅうしよく しえん 就学・進学・就職への支援	
	○	ちいき にほんごきょういく じゅうじつ 地域における日本語教育の充実	がいかくじんじどうせいとう にほんごきょういく じゅうじつ 外国人児童生徒等の日本語教育の充実	13 たぶんかきょうせい してん た きょういく じゅうじつ 多文化共生の視点に立った教育の充実
			ちいき にほんごきょういく じゅうじつ 地域における日本語教育の充実	14 ちいき にほんごきょういく しえん 地域における日本語教育の支援
			ちいき にほんごきょういく じゅうじつ 地域における日本語教育の充実	15 ちいき にほんご きょういく にな て ようせい 地域における日本語教育の担手の養成
			ちいき にほんごきょういく じゅうじつ 地域における日本語教育の充実	16 にほんごきょういくなどじんざいばんく せつりつ 日本語教育等人材バンクの設立
			ちいき にほんごきょういく じゅうじつ 地域における日本語教育の充実	17 ちいき ふきゅう 地域への普及
			ちいき にほんごきょういく じゅうじつ 地域における日本語教育の充実	18 がっこう ふきゅう 学校への普及
だれ ぐ 誰もが暮らしやすい ちいき 地域づくり		じょうほう たげんごか 情報の多言語化	20 たげんごか すいしん 多言語化の推進	
		そうだんたいせい じゅうじつ 相談体制の充実	21 ほんやくつうやくしゃ しょうかい はけん 翻訳・通訳者の紹介、派遣	
		そうだんたいせい じゅうじつ 相談体制の充実	22 たげんごそうだんまどぐち じゅうじつ 多言語相談窓口の充実	
		らうどうかんきょう せいび 労働環境の整備	らうどうかんきょう せいび 労働環境の整備	23 しちようそん しえん 市町村への支援
			らうどうかんきょう せいび 労働環境の整備	24 しゅうろう にほんごがくしゅう しえん 就労のための日本語学習の支援
			らうどうかんきょう せいび 労働環境の整備	25 しょくばないきょうせい すいしん 職場内共生の推進
			らうどうかんきょう せいび 労働環境の整備	26 がいかくじん はたら しゅうろうかんきょうせいび 外国人が働きやすい就労環境整備
			らうどうかんきょう せいび 労働環境の整備	27 ろうどう・こよう かん そうだんたいせい じゅうじつ 労働・雇用に関する相談体制の充実
			らうどうかんきょう せいび 労働環境の整備	28 いりょうじゅしんたいせい そくしん 医療受診体制づくりの促進
			らうどうかんきょう せいび 労働環境の整備	29 ほけん・ふくし・かいごふんや しえん 保健・福祉・介護分野での支援
			らうどうかんきょう せいび 労働環境の整備	30 じゅうたくかくほ かんきょうせいび 住宅確保のための環境整備
	せいいかつしえん 生活支援 いりょうじゅうたく ぼうさいとう (医療・住宅・防災等)	せいいかつしえん 生活支援 いりょうじゅうたく ぼうさいとう (医療・住宅・防災等)	31 ぼうさいちしき ふきゅう さいがいたいさく じゅうじつ 防災知識の普及、災害対策の充実	
		せいいかつしえん 生活支援 いりょうじゅうたく ぼうさいとう (医療・住宅・防災等)	かんけいきかん れんけいそくしん たぶんかきょうせい すいしん ・関係機関の連携促進による多文化共生の推進 こくないちいき れんけい ちけん きょうゆう ・国内他地域との連携による知見の共有 くに たぶんかきょうせいきほんほうせいてい はたら ・国への多文化共生基本法制定の働きかけ	

4 施策の柱と主な施策の展開

4 施策の柱と主な施策の展開では、
 (◇) 各施策の目指すべき方向
 (○) 県の取組
 について記載しています。

【施策目標】 多様性を活かした持続可能な地域づくり

施策の柱 [重点施策] 多文化共生モデル地域の創出と発信	4 生涯学習 10 社会福祉 11 産業 17 環境
めざす姿 多文化共生に取り組むところがたくさんある	

主な施策1 多文化共生モデル地域からの情報発信

- ◇ 多文化共生の取組や意識を広げるため、共に認め合い、協力し合い、活躍できる活力ある持続可能な地域づくりが必要です。
- 県では、多文化共生の地域づくりを推進するため、先駆的な日本語教室（日本語と文化を学ぶことができ、地域住民との交流の場の役割を担う教室のこと。）を設置し、多文化共生に積極的に取り組む市町村を「モデル地域」として指定し、重点的に支援します。
 また、その地域づくりの過程における好事例を、積極的に発信します。県が様々な事例を発信することにより、その自治体だけでなく、県内の他の市町村及び県民への多文化共生の意識を広げます。

主な施策2 多文化共生意識の浸透

- ◇ 多文化共生の意識づくりのためには、様々な主体が積極的に情報発信や啓発活動を行い、広く多文化共生意識の浸透を図り、深化させることが大切です。
- 県では、多文化共生推進月間である7月に重点的に広報啓発を行います。取組の一つとして、各世代への多文化共生の意識づくりのため広くポスターを募集し、入選作品を県内に巡回展示します。
 また、年間を通じ、講座等を開催するとともに、マスメディアやSNSを積極的に活用した情報発信を行います。

多文化共生推進月間ポスター



平成29年度（2017年度）



平成30年度（2018年度）



令和元年度（2019年度）

平成30年度、令和元年度は、「岡学園トータルデザインアカデミー」学生作品

主な施策3 外国人に関する人権教育や啓発

- ◇ 国籍、民族、言語、宗教、文化等の違いによる偏見や差別意識を解消し、外国人が持つ多様性を受け入れることで、地域住民の異文化理解が進み、国際感覚が育まれ、世界に開かれた地域社会が形成されます。
- 県では、長野県人権政策推進基本方針に基づき、日常生活、学校、職場などのあらゆる場面において外国人への偏見や差別意識が解消され、外国人がいきいきと生活することができるよう人権教育や啓発を行います。

関連計画

ながのけんじんけんせいさくすいしん きほんほうしん じんけん だんじょきょうどうさんかく か
 長野県人権政策推進基本方針（人権・男女共同参画課）

長野県 × 長野美術専門学校 人権ポスターデザインプロジェクト
(長野県県民文化部 人権・男女共同参画課)

「人権が尊重される長野県」を目指し、長野美術専門学校の実践的な授業科目「デザインラインゼミ」と連携し、人権ポスターを制作しています。学生が人権課題をテーマとしたポスターのデザインに取り組むことにより、学生の人権感覚の醸成を図るとともに、制作したポスターの発表及び展示を通じて、県民の人権意識の高揚を図っています。

<平成29年度作品>



ふれあう

息を合わせ、心を通わせることで
言葉の壁をなくすことができます



いただきます

お互いの違いを知り、
文化を受け入れることが大切です



すどお
素通り

あっ、困っている外国人がいる
そう思いつつ見ないふりをしていませんか？
言葉がわからないからですか？
見た目が違うからですか？
それだけで本当に助けられないのですか？

【施策目標】 多様性を活かした持続可能な地域づくり

施策の柱

地域住民の自主的・主体的活動の推進



めざす姿

地域での交流がどんどん増える



主な施策4 支援や交流のために活動するボランティアの確保

自主的・主体的に外国人の支援や交流を行う人が増えることで、地域での多文化共生の取組が活発になり、持続可能な活動の輪が広がります。

県では、ボランティアでこうした活動を担う、「地域共生コミュニケーター*」の登録を増やすとともに、コミュニケーターの活躍の場を広げます。

*「地域共生コミュニケーター」について

行政と外国人のパイプ役として行政情報を伝達するなど意思疎通の内滑化を図るとともに、外国人と地域住民の相互理解を促進する役割を担うボランティアとして、県に登録する者。

主な施策5 地域における多文化理解の推進

日本人県民と外国人県民はお互いが地域を支える一員であり、お互いの文化や生活習慣等、多文化共生への理解を深めるための学びの取組が大切です。

県では、地域の拠点での学習・交流活動につながるよう、公民館等へ好事例を紹介しします。

主な施策6 交流活動の支援・連携・協働の推進

地域での多文化共生の取組を広げるためには、様々な主体が目的を共有し、自主的に、または、連携・協働して活動を行うことが重要です。

県では（公財）長野県国際化協会等の関係機関と連携し、交流活動を広げるための情報共有の場の提供や、地域の交流活動をすすめるための相談に応じるなど交流活動を支援します。

また、地域の国際交流関係NPOにおける活動など、様々な主体が行う取組が活発に行われるよう、県内はもとより全国での先進的な取組事例を、長野県多文化共生相談センターのホームページ等で広く周知しします。

コラム2



祭りを通じた意識醸成

(NPO法人 中信多文化共生ネットウニタ 代表理事 佐藤友則 様)

「松本に外国人の人と日本人の人が集まって楽しく過ごせる祭りがほしい！」と考え、2010年6月に「第1回こいこい松本」を開催しました。当時、松本には多文化共生の祭りがなかったのです。それ以来、2019年6月で「第10回」となりました。

料理を作り、食べることが主となっていた時期もありますが（最大約1,500人が来場）、ここ数年は「対話」をテーマに、10以上の国・地域の人(米・タイ・中国・イタリア・韓国他)と話しあう場づくりを目指して開催しています。

これからも、息の長いお祭りをしていきたいと思っていますので、ぜひお越しください。



【施策目標】 多様性を活かした持続可能な地域づくり

施策の柱

外国人等の活躍・交流活動の推進



めざす姿

誰でもどこでも活躍できる



主な施策7 グローバル人材・留学生等の活躍支援

社会のあらゆる分野で、個人や地域が世界と直接つながるグローバル化が急速に進んでいることから、国際的感覚を持ち、世界につながる力を持った人材の育成が重要となっています。

また、高度な知識や技術を持った外国人留学生等は、日本社会への理解も深く、多文化共生の地域づくりのキーパーソンとなる可能性を秘めています。多くの外国人留学生等が県内で就職し、国籍に関わらず能力を最大限に発揮して活躍できることは、地域の活力にもつながります。

県では、グローバルな視野を持ち、地域で幅広く活躍することができる人材の掘り起こしを図るとともに、日本人学生の海外での学習機会や海外人材との交流機会の創出に努めます。

また、外国人留学生等と企業との出会いの場の提供や、日本での就職を希望している外国人留学生等の在留資格変更手続きの支援、労働慣行等に関する労働教育の実施など、県内での就職を支援します。

関連計画 就業促進・働き方改革基本方針（労働雇用課）

主な施策8 活躍している外国人・団体のPR

次世代を担う子どもから大人まで、外国人の活躍を支援するためには、外国人の発想を活かした地域づくりや、活躍している外国人や団体について積極的に発信していくことが必要です。

県では、外国人が活躍できる社会づくりをより一層進めるため、外国人コミュニティ等と積極的に意見交換し施策に活かします。

また、多文化共生の推進に顕著な功績が認められる個人や団体について積極的に表彰を行い、活躍を支援します。

その他、活躍している外国人や団体について、長野県多文化共生相談センターのホームページ等で積極的に情報発信するとともに、事例共有の場を提供します。

コラム3



地域の消防団員としての活動を誇って（佐久市 マニウ・ニコウズ様）

望月町（現佐久市）に来て間もなく、友達の一人が家に来て、消防団に入らないかと誘われました。初めは戸惑いましたが、地域活動に参加するいい機会だと感じましたし、住民としての責任でもあるように思いました。入団してから数か月後、火事が出動しました。すでに手遅れでしたが、150人もの消防団員が、地域住民のためにできることはないかと集まったシーンには感動しました。その後も、行方不明者の捜索や火事、水害の援助などで似たような光景をたくさん見てきました。そのたび、この街にはこれだけ多くの人がお互い助け合うために活動しているんだ、とうれしくなります。そして、自分も18年間もそういった活動の一部でいられたことを光栄に思います。

また、消防団に入って、地域にたくさん友達ができたことは私にとってもかけがえのないことです。消防団では、普段知り合えないような異業種の人たちと知り合うことができます。私は英語講師ですが、友達の中には、大工、建築士、社長、エンジニア、保育士、建築関係者、など様々な分野の仕事をしている人たちがいます。こういった友達と話していると、日本の社会や文化について大変勉強になります。消防団では素晴らしい経験ができますし、地域の活動に参加して人の役に立つこともできるのです。

おち し さく
主な施策 9 地域活動への参加の促進

- ◇ 安心安全な地域社会を形成する上で、外国人を孤立から防ぐ取組が求められます。
 そのためには、外国人自らが積極的に地域活動に参加するとともに、地域社会としても外国人と率直に話すことができ、活動にも参加しやすい雰囲気を作り出すことが必要です。
- 県では、外国人が積極的に地域活動に参加する好事例を収集して紹介するなど、県内の取組の活性化に努めます。
 また、長野県多文化共生相談センターのホームページ等で積極的に情報発信するとともに、情報共有の場を提供します。

こらむ
コラム 4

こらむ
公民館活動への参加 (飯田市 山本公民館)

飯田市山本地区では外国人の方が多く居住していることから、住民の声がかかけとなり、日本と外国のお互いの文化を理解するため、毎年「国際ふれあい交流会」を開催しています。

公民館文化委員と地区婦人会、各国出身の代表者が一緒に企画し、各国の料理や伝統芸能、時には外国人の皆さんが感じた文化の違いを語ってもらうな



どしながら理解を深めています。

この交流会に参加した外国人には「人とつながりができ、仲間に入れてくれてうれしかった。」「自分も地域の中でなにか役に立ちたい。」と感じ、これをきっかけに地域に溶け込んで活躍している方がいると同時に、日本人住民にとっても、同じ地域に住む外国人の思いや考えを理解するなど、地域にとって大切な機会となっています。



こらむ
コラム 5

こらむ
モスクからはじまる地域との交流 (坂城町 企画政策課まち創生推進室)

坂城町には県下最大のモスクがあり、金曜礼拝など多い時は、県内をはじめ近県などから100名を超えるムスリムが礼拝に訪れており、イマームと呼ばれる宗教指導者により厳粛に執り行われる一連の礼拝(サラート)

や、礼拝後の笑顔で語らう様子からも、モスクはムスリムにとって、日本で生活する上での基盤であり、またコミュニティ形成の場であることが感じとれます。

モスクを利用するムスリムの地域清掃や町民まつり参加など、互いのコミュニティでの交流が始まり、地域のモスクへの理解、ムスリムの日本への理解が相互に深まることが期待されます。地域で芽生えた交流をもとに、多様な文化を持つ人々が暮らし共に活躍する町を目指します。



【施策目標】 学びとコミュニケーションによる地域づくり

施策の柱

重点施策

外国人児童生徒等の日本語教育の充実



めざす姿

すべての外国人児童生徒が日本語教育を受けられる



主な施策10 外国人児童生徒等の日本語教育の充実

◇ 次世代を担う全ての外国人児童生徒等が、能力を最大限に発揮し活躍するために、良質で多様な学びの機会を確保することは重要であり、その前提として日本語教育の充実が求められます。

なお、外国人の学びを推進する上で、幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭において使用される言語の重要性に配慮することが必要です。

○ 県では、外国人児童生徒等の日本語教育のため、小学校、中学校の日本語指導教室等における教員の配置や、高等学校における生活支援相談員の配置による支援などを行うとともに、日本語指導が必要な全ての児童生徒等が日本語教育を受けられることができるよう、体制の充実に努めます。

また、外国人児童生徒等への指導における指導者の資質向上を図るため、日本語指導を行う教員の研修を充実します。

関連計画 第3次長野県教育振興基本計画（教育委員会）

コラム6



多文化共生の学校づくり（上田市立上田東小学校）

東小学校には、外国にルーツを持つ児童が22名在籍しています。日本語の習得に向けて、集中日本語教室「虹のかけはし」で個別指導を行うとともに、在籍するクラスで行う様々な活動や学級の行事等に積極的に参加して、子ども同士の日常的な関わりを大切にしながら、生活の中で自然に日本語が習得できる環境づくりを進めています。

また、外国にルーツを持つ子どもたちを中心に、児童会活動の中で、外国の文化や風習に触れる取組を行うとともに、学級ごとにテーマを決めて、海外の様々な事情について学びながら、多文化共生社会への理解に努めています。



写真：日本語教室で学ぶ子どもたち

主な施策11 不就学を防ぐ取組、就学機会の確保

◇ 不就学を防ぐためには、小学校、中学校への入学や編入時の丁寧な対応により、就学不明の子どもをつくらないことが重要です。

また、学齢期を超えて来日した等の理由で日本語学習の機会が必要な人に対しては、未来に希望が持てるような教育環境の整備が必要です。

○ 県では、市町村と連携し、不就学・就学不明の子どもをなくす取組を支援するとともに、夜間中学の設置の必要性について検討します。

主な施策12 就学・進学・就職への支援

- ◇ 外国人児童生徒等が自らの意欲や能力に応じて、将来ビジョンを描くことができるような環境を整備することが求められます。
- 県では、外国人児童生徒等が進学・就職を希望する場合は、その能力・意欲に応じて将来を見通した進路指導等が行われるよう、支援を進めます。
また、(公財)長野県国際化協会が企業等と連携して実施している「サンタ・プロジェクト(就学支援事業)」を通じ、外国人学校への就学を支援するほか、進学ガイダンスを実施します。

コラム7



サンタ・プロジェクトとその意義 (公益財団法人長野県国際化協会)

県内に生活する3万7千人余の外国人の方々は、言葉や生活習慣などの違いから、日常生活で多くの困難を抱え、特に、子どもたちの教育は大きな課題でした。母国語教室には公的な支援がなく、経営は厳しく授業料等の負担も大きいものでした。



写真：募金活動の様子

こうした中、平成14年(2002年)10月に皆様からのご寄付により母国語教室で学ぶ子どもたちへの援助を目的に、「サンタ・プロジェクト(外国籍児童就学支援事業)」を始めました。

現在は、母国語教室はもとより、地域の日本語教室や進学支援等、開始当初よりも幅広い活動を行っています。このプロジェクトを通じ、多くの子どもたちが目標を達成していることは、大きな意義があることと感じています。

コラム8



母国語教室の紹介 (公益財団法人長野県国際化協会)

県内には、外国人のみなさんが、自ら教室を開き、子どもたちに母国語で教育を行っている「母国語教室」が1校(コレージュ・ロゴス)あります。

教室での母国語による授業のほか、母国ブラジルからインターネットを通じた授業が行われており、皆、真剣に耳を傾けています。



写真：授業の様子

コレージュ・ロゴス Colegio Logos
所在地 〒399-0703 塩尻市広丘高出1903-2
代表者 小松崎 キミヨ ソラヤ
在籍数 26名 うち学齢期児童生徒数24名
(令和元年11月1日現在)

主な施策13 多文化共生の視点に立った教育の充実

- ◇ 学校現場において、帰国児童生徒、外国人児童生徒、海外につながる児童生徒等と共に学ぶことや各教科での学習等を通じて、互いの長所や特性を認め、広い視野を持って異文化を理解し共に生きていこうとする姿勢を育てることが必要です。
- 県では、外国語や特別活動といった授業において、外国語に触れたり、外国の生活や文化などを体験的に理解する学習活動を進めるように支援します。

【施策目標】 学びとコミュニケーションによる地域づくり

施策の柱

[重点施策]
地域における日本語教育の充実



めざす姿

日本語や文化を学べる場所が増える



主な施策14 地域における日本語教育の支援

◇ 外国人が地域で暮らし、地域で活躍するためには、日常生活、学校、職場など、あらゆる場面で、一定の日本語能力が求められます。

また、令和元年6月には、日本語教育推進法が施行され、国、地方自治体、事業者それぞれの責務が明記されました。地方自治体は、「基本理念にのっとり、日本語教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方自治体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すること。」とされました。

なお、現在、地域の日本語教育において主要な役割を担っている日本語教室は、約6割がボランティアで運営されており、財政的・人的に脆弱な状況に置かれています。

○ 県では、地域の日本語教室の持続的運営や、多文化共生の拠点としての機能強化に向けて、アドバイザーの派遣やボランティア紹介などを行います。

また、新たに日本語教室の設置を希望する市町村等を支援します。

関連計画 就業促進・働き方改革基本方針（労働雇用課）

主な施策15 地域における日本語教育の担い手の養成

◇ 地域の日本語教育を守り育てていく上で、将来にわたる担い手の確保が大きな課題となっています。

○ 県では、日本語学習を支援する者としての基礎的知識を備えつつ、外国人と地域をつなぎ、共生を支援する役割を担う「日本語交流員」を養成することで、日本語教室の持続的運営や機能強化を支援します。

主な施策16 日本語教育等人材バンクの創設

◇ 地域の日本語教育を支える人材や機関と、日本語教育の充実を進める団体、企業等をつなぐ仕組みの構築が求められます。

○ 県では、日本語教育人材、日本語交流員、日本語教室、日本語教育機関等*を登録し紹介する人材バンクを創設し、それぞれの主体と連携しながら、地域における日本語教育体制の充実を支援します。

*「日本語教育機関」について

「留学」の在留資格で来日し滞在する外国人の受け入れが可能な日本語教育機関は、法務省が告示で定めている。

コラム9



日本語交流員養成研修（長野県 県民文化部国際課）

県民の皆さんの力をお借りすることなくして、多文化共生社会の実現は困難です。

そこで、日本語を学ぶ外国人の皆さんのお手伝いをしながら多文化共生の担い手となる人材として「日本語交流員」の養成をスタートしました。

日本語交流員は新しいためイメージが掴めず「どういう役割があるの?」「日本語の先生とどう違うの?」とご質問をいただきます。

教室の中での日本語交流員の役割は、先生と連携し、外国人学習者の学びをサポートしていただいたり、地域の情報を伝えていただくこと。時には、外国人学習者の様々な相談にのり、適切な場所へつないでもらうなど、外国人学習者と地域社会とをつなぐ橋渡し役となっていたいただきたいと思います。

研修を受講した方からは「日本語交流員として地域で活動していきたい」「同じ思いの人たちがいることを知れてよかった。もっとつながっていきたい」といった前向きなコメントを数多くいただいています。

あなたも日本語交流員として、多文化共生社会の実現に向けた取り組みに参加してみませんか。



長野県 PR キャラクターアルクマ @長野県アルクマ

コラム10



日本語教育の総合的な体制づくり（長野県 県民文化部国際課）

外国人が地域で活躍してもらうためには、どこに住んでいても日本語を学ぶことができる環境づくりが重要です。

そんな長野県を創るため、県では体制づくりに動き出しました。

「日本語教室を運営しているけど悩みをどこに相談したらよいかわからない」「日本語教室をやりたいけどどこに相談したらいいのだろう」

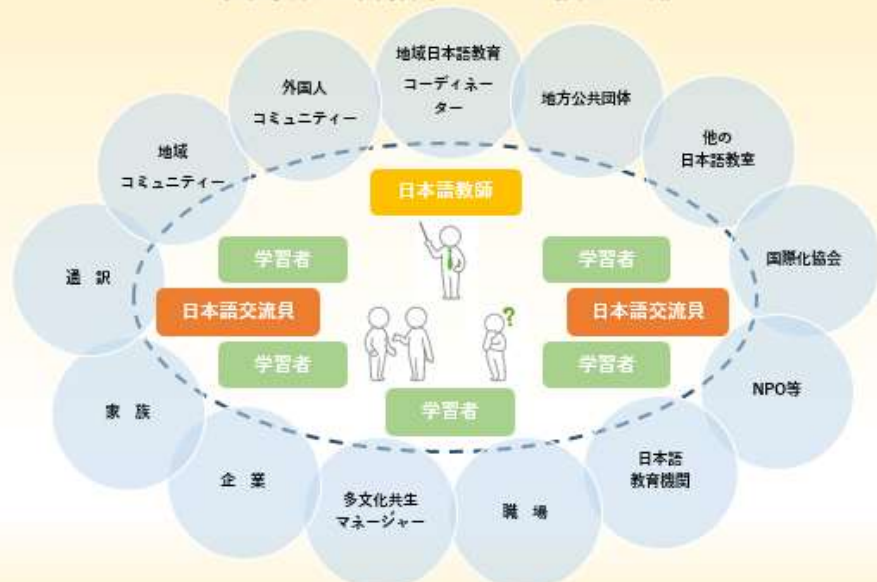
こうした地域の日本語教育に関する相談窓口として「地域日本語教育コーディネーター」を配置しました。

また、日本語教室を地域の多文化共生の拠点として機能するひとつのモデルを示すため、2か所の日本語教室に日本語教師と日本語交流員を派遣しています。（令和元年度時点）

地域日本語教育コーディネーターと日本語教師、日本語交流員の3者が連携して日本語教育を提供する。そして、日本語教室を通じて地域社会とつながる。

このような多文化共生の拠点となる日本語教室を増やすことで、多文化共生を推進していきたいと考えています。

長野県の目指すモデル教室の形



【施策目標】 学びとコミュニケーションによる地域づくり

施策の柱

「やさしい日本語」の普及



めざす姿

みんなが「やさしい日本語」について知ってる使ってる



主な施策17 地域への普及

- ◇ 災害時だけでなく、平時にも外国人にわかりやすく情報を伝えることのできる「やさしい日本語」を広く地域に周知することが必要です。
- 県では、県内の日本語教育機関と連携して、県民及び県内自治体職員を対象とした研修会を開催し、日常生活における「やさしい日本語」の普及・活用を図ります。

主な施策18 学校への普及

- ◇ 学校からの連絡等を理解することが難しい児童生徒や保護者に対して、内容が十分伝わるよう配慮することが必要です。
- 県では、日本語指導が必要な外国人児童生徒等とのコミュニケーション、日本語の読み書きが不得意な保護者に対して学校への理解を深めるための手段の一つとして、学校教育現場での「やさしい日本語」の普及を図るための研修を実施します。

主な施策19 事業者への普及

- ◇ 外国人労働者や技能実習生（以下「外国人労働者等」という。）が職場で安全にいきいきと働くためには、日常的なコミュニケーションが欠かせません。
- 県では、職場における共生や多文化共生の意識づくりのため、企業向けセミナーや企業訪問等を通じ、企業内でのコミュニケーション手段の一つとして、「やさしい日本語」の普及を図ります。

関連計画 就業促進・働き方改革基本方針（労働雇用課）

コラム11



「やさしい日本語」の重要性
(NPO法人 中信多文化共生ネットワーク)



日本語教育アドバイザー 佐藤佳子 様

「やさしい日本語」とは、外国人にも伝わりやすい簡単な日本語です。たとえば災害時の「避難所」は、「みんなが逃げる場所」と訳します。また、「火災が発生しました」を「火事です」と言えば、子どもにもわかりやすくなります。つまり、「やさしい日本語」は、易しく優しい、ユニバーサルな日本語なのです。長野県に暮らす外国人は英語を使う人ばかりではありません。私たちも「やさしい日本語」を使って積極的コミュニケーションをとってみませんか。

【施策目標】誰もが暮らしやすい地域づくり

施策の柱 情報の多言語化

めざす姿 いろいろな言葉で情報が提供されている

主な施策20 多言語化の推進

◇ 外国人に提供される行政サービスや履行しなければならない義務の内容、また、地域社会で生活する上で必要となるルールや慣習など、外国人が安心・安全に暮らし、地域で活躍するためには、行政情報や生活情報を正しく理解してもらうことが重要であり、情報提供にあたっては、できるだけ外国人がわかる言語で提供することが求められます。

○ 県では、生活ガイドブック、消費生活相談、交通安全に関する広報啓発、災害時の情報発信、わかりやすい案内標識、県公式ホームページへの多言語翻訳機能の追加など、情報発信に係る多言語化を推進します。

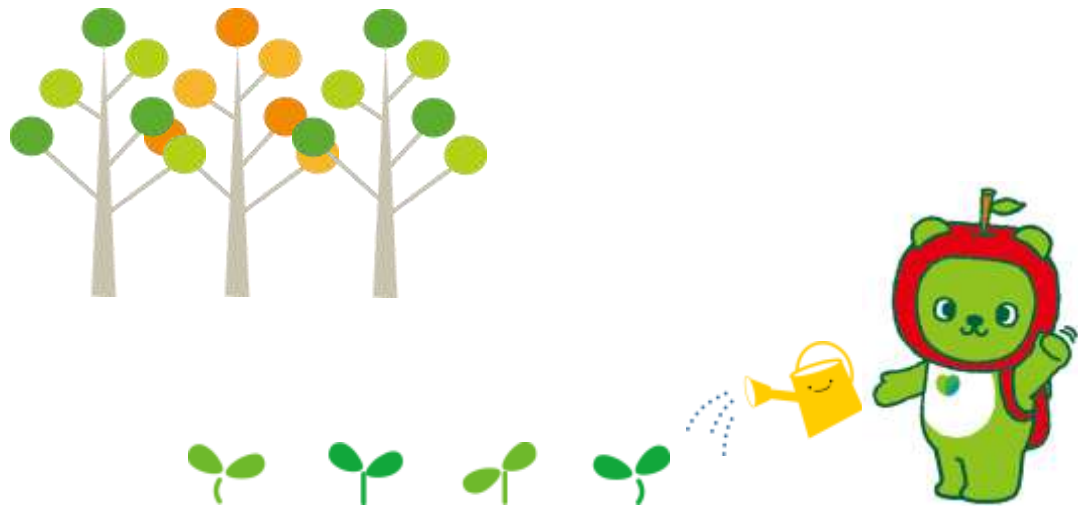
また、国、県、市町村や関係団体との情報交換や意見交換の場として多文化共生推進連絡会議を開催し、県の多言語化の状況を説明するとともに、そのノウハウを提供するなど、市町村や関係機関における多言語化を進めます。

なお、多言語化と同時に、「やさしい日本語」の普及を合わせて進めていきます。

主な施策21 翻訳・通訳者の紹介、派遣

◇ 日本語に不慣れな外国人が日常生活を送る上で、より詳細な情報を求めたり、個人事情に応じた支援を求める場面などでは、翻訳・通訳者を必要とすることがあるため、外国人が安心して翻訳・通訳者の紹介を受けることができる体制づくりは重要です。

○ (公財)長野県国際化協会では県と協力して翻訳・通訳者の募集を行い、登録者の紹介を行っています。



長野県 PR キャラクターアルクマ
©長野県アルクマ

【施策目標】誰もが暮らしやすい地域づくり

施策の柱

相談体制の充実



めざす姿

困った時に相談できる



主な施策22 多言語相談窓口の充実

- ◇ 外国人が安心して生活できるよう、様々な言語で相談を受け付ける体制を整備することが必要です。また、そのことが外国人に長野県の生活環境の良さをアピールすることにもつながります。
- 県が設置する長野県多文化共生相談センターでは、多言語で生活や労働など様々な相談に応じるとともに、適宜適切な相談先につなぐことで、外国人の安心・安全な生活を支援します。また、外国人がどこでも相談できる体制づくりのため、県内巡回相談を実施します。

2019.10.1 OPEN! 長野県多文化共生相談センター概要

☎ 026-219-3068
080-4454-1899



所在地	もんぜんぶら座3階（長野市新田町1485-1）
ご利用可能日	第1・3水曜日を除く平日（月～金）、第1・3土曜日
ご利用可能時間	10：00～18：00
対応言語	15言語 中国語、ポルトガル語、タガログ語、韓国語、ベトナム語、タイ語、英語、インドネシア語、スペイン語、ネパール語、マレー語、ミャンマー語、フランス語、クメール語、ドイツ語
ホームページ URL	https://www.naganoken-tabunka-center.jp/

主な施策23 市町村への支援

- ◇ 市町村は、外国人にとって最も身近な住民サービスの提供機関であることから、市町村の外国人相談窓口の新設や機能の充実が求められます。
- 「長野県多文化共生相談センター」では、相談対応マニュアルの提供やアドバイザーの派遣などを通じて、市町村窓口の設置及び拡充を支援します。また、外国人住民相談を行う市町村の相談員に対し、必要な情報提供、研修会等を行い、窓口の機能向上を支援します。

コラム12



長野県多文化共生相談センターについて

（長野県多文化共生相談センター センター長 春原直美 様）

センターは、日常生活で困っていること、仕事のことや子どものことで悩んでいること、どこに聞いたら良いかわからないことなど、何でもお気軽にご相談いただける場所です。不安になった時、解決の糸口が見えない時、センターに来て（電話して）、モヤモヤしていることを一人で抱え込まないで、私たちに話してみませんか！センターの相談員に話すことで、進む道が見えてきて、頭の中の霧が晴れてくるのではないのでしょうか。ひとりぼっちじゃないですよ！安全で、安心して、相談などができるところです。相談される皆さんに寄り添った、対応をしています。

【施策目標】誰もが暮らしやすい地域づくり

施策の柱

労働環境の整備



めざす姿

安心して働くことができる



主な施策24 就労のための日本語学習の支援

外国人が安心して安全に働くためには、職場での十分なコミュニケーションが必要であり、そのためには一定の日本語能力が求められます。

県では、企業が外国人労働者等に向けて行う日本語教育について、日本語教師の紹介など、円滑な実施を支援します。

また、企業が外国人労働者等に対し、日本語を学ぶ場として地域の日本語教室を紹介する場合には、その日本語教室の運営支援について、企業に呼びかけます。

関連計画 就業促進・働き方改革基本方針（労働雇用課）

主な施策25 職場内共生の推進

国籍、民族、言語、宗教、文化等の違いによる偏見や差別がない職場環境をつくるためには、お互いを認めあい、尊重することが大切です。

県では、企業において適切な職場環境が提供されるよう、職場内の多文化共生に関するセミナーの開催等、機会を捉えて呼びかけます。

関連計画 ながのけんじんけんせいさくすいしん きほんほうしん じんけん だんじよきょうどうさんかくか 長野県人権政策推進基本方針（人権・男女共同参画課）

主な施策26 外国人が働きやすい就労環境整備

外国人労働者等がその能力を発揮し、いきいきと働くためには、企業や関係団体において、労働関係法令を遵守した適正な就労環境の整備を図るほか、働きやすい職場環境の確保などの取組が求められます。また、日常的なコミュニケーションの確保も重要です。

県では、法令遵守の徹底や適切な労務管理が行われるよう、関係機関と連携し、相談窓口やセミナー等において、企業に対しての広報やきめ細かな助言を行います。また、コミュニケーションの確保においては、「やさしい日本語」の普及を図ります。

さらに、先進的な取組や活躍事例を収集、発信することで、企業の就労環境整備を促進します。

関連計画 就業促進・働き方改革基本方針（労働雇用課）

主な施策27 労働・雇用に関する相談体制の充実

外国人労働者等が労働条件などで不当な扱いを受けたり、トラブルが生じた時には、安心して相談できる体制が必要です。また、企業においては労働関係法令の遵守や労務管理及び安全衛生教育が適正に行われることが必要であり、適切な情報提供や必要に応じて相談できる体制の充実が必要です。

県では、関係機関と連携し、外国人労働者等や企業への相談体制を整えます。

また、各種相談窓口の利用を促進するために、企業や労働者等に対して周知を図ります。

関連計画 就業促進・働き方改革基本方針（労働雇用課）

【施策目標】誰もが暮らしやすい地域づくり

施策の柱

生活支援（医療・住宅・防災等）



めざす姿

安心して病院に行くことができる
住むところに困らない
災害が起きたらどうすればいいか知っている



主な施策28 医療受診体制づくりの促進

- ◇ 医療は、生命と密接に関係することから、外国人が安心して暮らす上で、欠かすことのできない重要な分野です。
県内のどの地域でも、安心して適切な医療が受けられるためには、外国人がわかる言語で診療や説明が行われる体制づくりが急務です。
また、医療を受ける際の保険については、在留外国人には健康保険、国民健康保険等の公的制度による医療保険、訪日外国人旅行者には旅行保険と、制度が異なることを周知するとともに、外国人と医療機関の双方が納得して医療の提供が行われることが重要です。
- 県では、外国人がわかる言語で医療を受けることができる体制づくりを進めるとともに、外国語対応が可能な医療機関や薬局の情報について広く周知します。
また、在留外国人に向けては、日本の医療保険制度の仕組みについて、関係機関と連携して周知を図るとともに、訪日外国人旅行者に対しては、旅行保険の加入を広く呼びかけます。

主な施策29 保健・福祉・介護分野での支援

- ◇ 日本の保健・福祉・介護制度について、制度自体への理解が必要な外国人がいることから、制度の周知を図ることが必要です。
- 県では、機会を捉え、日本の保健・福祉・介護制度について周知を図るとともに、生活で困った場合の相談先について広く周知します。

主な施策30 住宅確保のための環境整備

- ◇ 外国人が安心して生活するためには、生活の拠点となる住居が必要です。
外国人が賃貸住宅等に円滑に入居するために、日本の住宅情報や住宅に関する慣習、システム等の情報を、わかりやすく提供することが必要です。
- 県では、外国人等が住居を借りる場合の支援策を検討するとともに、住宅情報の周知を図ります。

主な施策31 防災知識の普及、災害対策の充実

- ◇ 災害を経験したことがない外国人も多いため、平常時から訪日外国人旅行者を含む外国人に対する防災教育、訓練、防災情報の提供を行うことが必要です。
また、緊急時には、多言語による各種気象警報の伝達や避難誘導のほか、避難所では外国人への配慮が行われる仕組みづくりが重要です。
- 県では、災害時においては、わかる言語での情報提供に努めるほか、外国人にも伝わりやすい「やさしい日本語」の活用について、普及を図ります。
また、災害多言語支援センターの立ち上げについて市町村に引き続き周知を図るとともに、外国人向け防災対策講座や災害時の支援訓練を継続して実施します。

関連計画 地域防災計画（危機管理防災課）

5 各主体の役割

多文化共生の推進体制の整備 ~多様な主体との連携・協働体制の構築~

多文化共生社会を実現するためには、それぞれの役割を踏まえ、連携・協働を図ることが必要です。そこで、各主体の役割分担を明確にするとともに、推進体制の整備を進めていきます。

ねらい

関係機関の連携促進による多文化共生の推進
国内他地域との連携による知見の共有
国への多文化共生基本法制定の働きかけ

各主体の役割

1 県

- 県内における多文化共生を推進するため、「長野県多文化共生推進指針2020」を策定し、指針に基づく施策を部局横断的に推進します。
- 指針普及に努めるとともに、指針に沿った取組が県内に広がるよう、市町村、関係機関等の多様な主体との連携を強化します。
- 多文化共生の先導役として、積極的な広報及び情報提供に努めます。
- 県組織の多言語化に努めるとともに、職員に「やさしい日本語」の研修を行うなど、「外国人にやさしい県庁」を目指します。
- 多文化共生の推進は国全体で体系的に進めていくことが必要であることから、機会を捉え、関係省庁に対して多文化共生に係る基本法の制定や各自治体が実施する施策に必要な財源措置等を要望します。
- 外国人が多く居住する地域（愛知県、群馬県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県、名古屋）で構成する「多文化共生推進協議会」などを通じて事例を共有し、県内の多文化共生施策に活かすとともに、構成地域とともに、国に対して支援策の充実等について要望活動を行います。

2 市町村

- 外国人にとって最も身近な自治体であり、行政サービスの提供者であることから、多文化共生の地域づくりにあっては、特に重要な実施主体です。
- 各市町村の実情を踏まえつつ、生活支援策、日本語教育等、外国人が日常生活を営む上で必要な施策に積極的に取り組み、多文化共生の地域づくりを推進することが必要です。
- 情報を多言語で提供することを検討するとともに、「やさしい日本語」を使い、外国人に伝わりやすい情報提供を行うことが必要です。

3 教育機関（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校）

- 日本語指導が必要な全ての外国人児童生徒等に対し、日本語教育を行うことが重要です。
- 不就学を防ぐ取組を行うとともに、就学・就職に配慮した取組が必要です。
- 児童生徒の保護者に対し、日本の教育制度について分かりやすく説明するとともに、学校からの連絡事項が十分に伝わるよう配慮が求められます。
- 教育活動の全般にわたり、多文化共生の視点を反映させることが必要です。

4 関係機関

- ・ 経済団体においては、各企業が外国人労働者等の人権を尊重し、労働関係法令を遵守して適正な雇用を行うための取組が求められます。
- ・ 労働団体においては、外国人労働者等の人権や権利が守られ、それぞれの職場で日本人と外国人が気持ちよく働けるための労働環境整備を、労使一体となって進めることが求められます。
- ・ (公財)長野県国際化協会は県内の多文化共生・国際交流事業推進の中核的な立場であることから、県と共に県内の多文化共生を進めるための施策に積極的に取り組むことが重要です。
- ・ 地域の国際交流団体においては、地域の多文化共生を推進するため、関係機関と連携した交流イベントの実施や地域の実態に即した様々な取組を行うことが期待されます。

5 地域の日本語教室

- ・ それぞれの地域や学習者などの実情に応じた日本語学習の機会の提供に努めることが重要です。
- ・ 持続可能な運営に向け、県の支援等を活用し、担い手の確保に努めることが必要です。
- ・ 日本語学習だけでなく、文化が学べる場としての活動等により、学習者と地域をつなぐ多文化共生の拠点としての役割が期待されます。

6 大学・専門学校等

- ・ 多文化共生を担う人材を育成するとともに、多文化共生に関する調査研究、施策立案への支援等、行政等と連携した取組が望まれます。
- ・ 県や市町村等が実施する多文化共生施策への積極的な協力が期待されます。
- ・ 大学や日本語教育機関などに在籍する留学生が、地域に溶け込めるよう支援することが望まれます。

7 企業・労働団体

- ・ 外国人労働者等が職場でいきいきと働くことができるよう、人権の尊重、労働関係法令の遵守が求められます。また、安全で働きやすい職場環境の確保が必要です。
- ・ 外国人労働者等への日本語教育の機会の提供や労働相談、地域で共生するための生活ガイドンスなどを積極的に行うことが重要です。
- ・ 外国人労働者等とのコミュニケーションが重要であり、コミュニケーションに際しては、外国人労働者等がわかる言語や「やさしい日本語」の使用により、情報が的確に伝わるよう工夫することが必要です。
- ・ 調達先、取引先の選定に当たっては、法令遵守の観点の重視に努めることが必要です。

8 外国人を含む全ての県民

- ・ 多文化共生の地域づくりの主役として、生活、学校、企業などの様々な場面で、それぞれの国籍や文化の違いなどを認め合い、尊重して生活することが必要です。
- ・ ボランティアなどの機会を捉え、地域に多文化共生の取組を広げることが望まれます。

9 国

- ・ 多文化共生に係る基本法を早期に制定し、国を挙げて多文化共生社会の実現に取り組むことが求められます。
- ・ 多文化共生施策に関する速やかな情報提供、総合的対応策に掲げた施策の速やかな実施、地方自治体に対する適切な財政支援等を行うことが望めます。

こらむ
コラム13



多文化共生社会基本法とは

山脇啓造明治大学教授によれば、「多文化共生社会基本法」の目的は、人権尊重や社会参画、国際協調といった多文化共生の基本理念を定め、国や都道府県に基本計画の策定を義務づけ、施策の推進体制を整備することにあります。基本法の制定によって、国と自治体、企業や市民団体等との連携・協働が進み、地域社会の取組が一層効果的なものとなることが期待されます。

平成30年（2018年）10月には、日本弁護士連合会が、「外国人受入れについての基本方針を定める法律（仮称『多文化共生法』）」を制定するとともに、これらの施策の実施を所管する省庁（仮称『多文化共生省』）を設置することを求める宣言を発表しました。また、令和元年（2019年）8月には、指定都市市長会が、内閣府及び法務省に対して、「共生の概念をはじめ、国・地方自治体・事業者等の役割分担、政策までを包括した、施策実施の根拠となる基本的法律を整備すること」を提言しました。

V 資料

ながの けん た ぶん か きょうせいすいしん し しんかいていけんとうかいかいさいようこう 長野県多文化 共生推進指針改定検討会開催要綱

(趣旨)

第1条 国籍等に関わらず誰もが住みやすい地域づくりを推進するため、「長野県多文化 共生推進指針」を多文化 共生の道標として平成27年3月に策定した。策定から5年が経過することから、経済社会の変化に対応して見直すための方向性等を検討する上で有識者等の意見を聴くため、長野県多文化 共生推進指針改定検討会を開催する。

(会議事項)

第2条 「長野県多文化 共生推進指針」の見直しに当たり、検討会の構成員の意見を聴く事項は次のとおりとする。

- (1) 外国籍県民等の現状と課題
- (2) 多文化 共生推進に関する基本的な考え方
- (3) 多文化 共生施策の方向性
- (4) その他必要と認められる事項

(構成)

第3条 検討会の構成員は別表のとおりとする。この場合において、必要に応じ構成員以外の者の意見を聴くことができる。

2 検討会に座長を置く。

(検討会の開催期間)

第4条 検討会は、平成32年3月31日までの間、開催することとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営について必要な事項は、座長が別に定める。

附則 この要綱は平成31年4月1日から施行する。

ながのけんたぶんかきょうせいすいしんししんかいていけんとうかいこうせいいんめいほ
 長野県多文化共生推進指針改定検討会構成員名簿

区分	氏名	所属
学識経験者3	やまわき けいぞう 山脇 啓造	めいじだいがく こくさいにほんがくぶ きょうじゆ ぎちよう 明治大学 国際日本学部 教授 【座長】
	さとう ともり 佐藤 友則	しんしゅうだいがく ぐるーばる かすいしんせんたー きょうじゆ 信州大学 グローバル化推進センター 教授
	とくい あつこ 徳井 厚子	しんしゅうだいがく きょういくがくぶ きょうじゆ 信州大学 教育学部 教授
関係団体2	みずもと まさとし 水本 正俊	いっぽんしゃだんほうじんながの けんけいえいしやきょうかい せんむりじ 一般社団法人長野県経営者協会 専務理事
	ねばし みつと 根橋 美津人	にほんろうどうくみあいそうれんごうかいながの けんれんごうかい かいちよう 日本労働組合総連合会長野県連合会 会長
医療	いづか やすひこ 飯塚 康彦	いっぽんしゃだんほうじんながの けん い しかい じようむりじ 一般社団法人長野県医師会 常務理事
教育2	みねむら ひでのり 峯村 秀則	ながの けん しちようそんきょういく いんかいれんらくきょうぎかい りじ (うえだしきょういくちよう) 長野県市町村教育委員会連絡協議会 理事 (上田市教育長)
	さばら ともゆき 佐原 智行	ながの けんとう みせいしやうこうとうがっこうちよう 長野県東御清翔高等学校 校長
市町村3	いちむら ひろし 市村 洋	ながの ししやうこうかんこうぶ かんこうしんこうか こくさいしつ しつちよう 長野市商工観光部観光振興課インバウンド・国際室 室長
	まねざわ のりこ 前澤 典子	まつもとしそむぶがじんけん だんじよきょうせい か ちちよう 松本市総務部人権・男女共生課 課長
	はやし みどり 林 みどり	いいだ ししんきやうどうかんきやうぶ だんじよきやうどうさんかくか ちちよう 飯田市民協働環境部男女共同参画課 課長
NPO等2	すのはら なおみ 春原 直美	こうえきぎだんほうじんながの けんこくさいかきやうかい ふくりじちよう 公益財団法人長野県国際化協会 副理事長
	まるやま みえ 丸山 美枝	あづみのこくさいかねつとわーく だいひよう あづみの国際化ネットワーク 代表
公募2	きみじま まりくりす 君島 マリクリス	こうぼこうせいいん 公募構成員
	ふなばし たつや にるとん 船橋 辰也 ニルトン	こうぼこうせいいん 公募構成員
	けいめい 計15名	

ながの けん た ぶん か きょうせい すいしん ししん
長野県多文化共生推進指針2020

はっこうねんげつ
発行年月 : 令和2年(2020年)3月

へんしゅうはっこう
編集発行 : 長野県県民文化部国際課
(令和2年4月から 県民文化部文化政策課 多文化共生・パスポート室)
〒380-8570 ながの し おおあざみなみながの あざはぼした
長野市大字南長野字幅下692の2

でん わ
電 話 : 026-232-0111 (だいひょう ないせん
026-235-7173 (ちよくつう
直通)

ふあくしみり
ファクシミリ : 026-232-1644

でんしめーる
電子メール : tabunka@pref.nagano.lg.jp

ほーむぺーじ
ホームページ : <https://www.pref.nagano.lg.jp/>